

## 第8分科会問題提起／障がい児(者)の権利と心に寄り添う医療・福祉

＝障がい児(者)が生き生きと暮らせる地域(在宅・施設)支援を考える＝

平成24年10月の「障害者虐待防止法」に続き、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。

平成26年には日本は「障害者権利条約」を批准しましたが、その後の国内での障害者政策においては、都市部と田舎との格差が広がってきています。これは補助金等の財政的な問題もありますが、現状は田舎では障がい者が普通に暮らしにくい生活環境なのです。また、施設入所者がリハビリで、ADL(排泄・入浴等)訓練を受けた結果として、施設内での生活自立は出来る様になっても、地域社会への自立には繋がっていきません。

障がい者が地域社会で自立した生活を営むためには、その人の状態に合わせた方法や対応がされている事が必要であり、例えば建物の2階に行くために、健常者には階段が必要で、同様に障がい者にはエレベーターが必要なのです。「合理的配慮」とは、そうした対応が普通になされていることであるべきです。「障害者差別解消法」は、障がい者が健常者と同様に、不便なく普通に地域社会で生活していけるための具体的な対応を求めた法律であるはずですが。

前回の医療研において、連携の輪を作っていくことこそ、地域で最後まで、人としての尊厳に守られ、平等な社会での平等な生活を送れるのではないのでしょうか？と、問題を提起しました。その後、各法整備の進む中、それを補うかの様に市民レベルでの多種多様な支援活動の動きも出て来ました。

障害者権利条約では、第19条 自立した生活及び地域社会へのインクルージョン・第24条 教育・第27条 労働及び雇用 等にインクルージョン(包摂・包含)という言葉が使われています。権利条約の批准の過程において障がい当事者から”Nothing About Us, Without Us,”(私たち抜きにして私たちのことを決めないで)という言葉が出ました。連携の輪の中に当事者を閉じ込めていないのでしょうか？当事者と支援者がお互いに手をつなぎ、インクルーシブ(包含する)な社会の創造を目指してこそ、すべての人たちが安心して暮らせる平等な社会が出来上がるのではないのでしょうか？そのことを問題提起の一つとして掲げたいと思います。

平成26年の時点での政府統計では、日本の総人口に対して17人に1人の割合で障がいを持った方々が存在していますが、それにもかかわらず街中で自由にされている方はほとんど見受けられません。また、平成28年に神奈川県障害福祉施設で起きた元職員による殺傷事件では、障がい者がまるで社会悪であるかのような、ナチスの民族優性保護のために障がい者を迫害した思想と、同様な不安が感じられました。

障がい者が地域社会で自立した生活を営むことに対する様々な社会的障壁や、施設の在り方や合理的配慮の考え方、障がい者への偏見思想を排除していく啓蒙などへの対応が、国の障害者政策として具体的にしなければ、本当の意味で障害者権利条約を批准し、関連法を整備したことにはなり得ないのではないのでしょうか？

第44回医療研究全国集会・第8分科会では、障がい児(者)が安心・安全に生き生きと暮らせる地域支援の在り方について、皆で考え合いたいと思っています。在宅における障がい者支援のあり方、ご家族の想い等お聞かせ下さい。また、参加される皆様から以下のレポートを広く募集します。

### 【募集レポート内容】

1. 在宅における様々な地域連携・ネットワークづくり等について
2. 障がい児(者)福祉施策に対する家族・当事者の想いについて
3. 在宅支援・通所利用者への障害福祉サービス支援の取り組み・課題・問題点について
4. 入所利用者への法制度の改訂に伴う、障害福祉サービス支援の取り組み・課題・問題点について
5. 障害者虐待防止法、障害者差別解消法に基づく合理的配慮への対応や課題について